

日本の教育における礼儀の語義に関する一考察 3
—特別活動及び総合的な学習（探求）の時間に用いる「行儀」と「礼法」の定義—

柴崎直人
岐阜大学大学院教育学研究科

A Study on the Semantics of Politeness in Japanese Education 3
Definitions of "Gyougi" and "Reihou" for use in Special Activities and Integrated Studies

Naoto Shibazaki
Gifu University, Graduate School of Education

はじめに

道徳教育における道徳的価値「礼儀」は、特別活動における学級活動や生徒会（児童会）活動における「あいさつ運動」や総合的な学習（探求）の時間における礼状執筆時のマナー指導など、学校教育において特に特別活動と総合的な学習の時間において実践的に学びが行われている。しかし学校教育の現場においては、「礼儀」「作法」「行儀」「マナー」「エチケット」など礼儀に類する様々な語が特に意識されることなく用いられている。これらの語義を規定することは、特別活動及び総合的な学習（探求）の時間における活動の意義やその内容を明確化させることにつながるであろう。

本研究においては、先行する論文（柴崎直人「日本の教育における礼儀の語義に関する一考察—特別活動及び総合的な学習（探求）の時間における道徳的価値「礼儀」の学びに向けて—」，岐阜大学教育学部研究報告第69巻1号）において「礼儀」と「作法」の定義を行った。本論文においては、礼儀と作法に類する語である「行儀」と「礼法」について、語義を整理したのち、その定義を検討する。

1. 行儀とは

礼儀に類する日本語のひとつとして「行儀」を挙げることができる。行儀は現代日本において、礼儀や作法などの語とさして変わらないような、混同された用いられ方をしているように見える。では実際に語義は同様の者であるのだろうか。辞書的な語義を確認してみよう。

『広辞苑』では「行儀」を「①修行・実践に関する規則。また、仏教の儀式。②立ち居ふるまいの作法。③行為。行状。」としており、「行儀作法」を「立居ふるまいについての作法」としている。

また、『日本国語大辞典』には「①行為や動作の作法。たちいふるまいの規則。または行事の儀式。②行為。行状。仕業。③手本とすべき姿、形。また則（のり）とすべき行為をすること。また、そのさま。④制裁を加えること」とあり、『明鏡国語辞典』では「日常生活での、礼儀にかなった動作や態度」とある。

これらから、「行儀」は「礼儀」「作法」とは違い、その語義は「立ち居ふるまいの作法」もしくは「立ち居ふるまい」「動作や態度」という「行為や形そのもの」を指しており、作法を意識した、手本とすべき、「立居振舞とその姿」を表す言葉であることが伺える。

前述のように「礼儀」は円滑な人間関係や社会生活の秩序の維持に向けて心理的・物理的距離を確保するために時・場所・場合に応じて行動を統制する機能であり、「作法」は社会的に適切とされる型を伴い敬意を伝える言語的・非言語的表出の方式である。すると、「行儀」とは、その作法の中でも特に手本とすべき「行為や形そのもの」である立居振舞いに焦点化した語であると考えられる。よってTPOに応じて行動が変化する「礼儀」のあらわれである「作法」よりも、「手本」であるところの「形」

がより強くあらわされている語だと考えられよう。この「手本であるべき形」への期待が、『日本国語大辞典』における「④制裁を加えること」の語意の源となっているものと考えられる。これは類似の「礼儀」「作法」にはみられず、「行儀」にのみ見られる特異の語義である。

これはつまり日常生活において、礼儀にかなった形や動作、態度に満たなかったと指導的立場にある者が認めた場合には、それがそのまま当事者に制裁を加える事由となり得たことを示している。この意味から、「行儀」は「手本からの逸脱」を忌避する意識と態度と備えるものとなり、礼儀の本質から離れて一定の形や動作や態度のみを意味する語意に固着せざるを得なくなったと考えられる。

井上忠司は「行儀」を「もっぱら立居振舞の作法（つまり、しぐさの作法）」とし、「作法」の方がより広義かつニュートラルであり重視したい⁽¹⁾。との考えを述べている。これは立居振舞い（しぐさ）としての「行儀」の持つ狭隘や偏向といったネガティブな印象を、一種の閉塞感を伴いつつ指摘したものである。

なお、「行儀」の定義に関して言及している文献は、「作法」「マナー」と比較してほとんど見ることができない。わずかに古閑博美による礼と身体技法に関する論文にそれが見られるのみである。その文献において古閑は、礼儀の構成要素として「辞儀」「書儀」「行儀」の三種を挙げ、それぞれTPO、時処位に応じて、「適切な挨拶ができる」「適切な文章や手紙が書ける」「適切な振舞いができる」と述べている⁽²⁾。これは、行儀は礼儀に対立・並立するものではなく下位概念として存在するものであり、特に「振舞い」に主眼が置かれていることを意味している。よってこの場合においても、行儀とはお辞儀の型や文書の型と同様に「礼儀において手本となる振舞いの型」を意味すると考えられるのである。

なお、行儀が礼儀の下位概念であり、「手本となる振舞いの型」を意味することについては、明治9（1876）年に關口宇之助が著した『小學行儀法』⁽³⁾の内容構成がその理解の一助となると思われる。

『小學行儀法』は人倫と礼儀についての教訓を図解とともに解説した40ページにわたる教科書であるが、本文中に「行儀」の記述はみられない。その本文は七五調の美文体を用いて、「自他にとって有益な言葉以外は語るな、人と口論をするな」などといった観念的な内容がひたすら綴られている。注目すべきは全てのページに頭書として示される「小学行儀式」であり、そこには人倫・礼儀の大意から行住坐臥の作法について図解とともに解説がなされている。たとえば

「人の尤も慎み戒むべきは同友の机に倚つて書を読み算を學ぶの際傍より無益の雑談を言ふ事なり。之を人の自由を妨るとして礼義に背くも亦甚し」⁽⁴⁾

といったように、行儀と礼儀に関する記述が示されており、これは他人の学びの自由を邪魔しないという「礼儀」について、友人が学ぶ機の横でむやみに雑談をしないよう慎むという「行儀」の例示の形をとっている。このような、まず原理原則としての「礼儀」があって、そのうえで礼儀に叶うための手本としての立居振舞いの型である「行儀」が具体的に述べられる、という流れを、本書の頭書において繰り返し見ることができる。

以上の整理を踏まえ、本研究においては「行儀」を「礼儀に叶うための手本として示される立居振舞いの型」という概念で用いるものとする。

2. 礼法とは

(1) 礼法の語義

①現代の語義

礼法の語義について、国語辞典などには「礼儀作法。礼式。（『明鏡国語辞典』）、「作法さほう。（『広辞苑』）」などとあり、現代においては礼儀作法、とりわけその表出に焦点を当てた語であることが伺える。また、『日本語語感の辞典』によれば、礼儀に関して伝統的に守ってきた作法をさし、「礼儀作法」以上に伝統的な型やしきたりを強く感じさせやすいものとしている。では古い時代の語義はどの

ようなものだったのか。

②日葡辞書に見る語義

『日葡辞書』には「礼法」として次のように示されている。

「Reifo. レイハウ（礼法） 法律や、礼儀などのきまり。Qiumin reifouo vosorezu.（窮民礼法を畏れず）苦悩し疲弊している民は、法律に怖れを抱きもせず、礼儀を意に介しもしない。」

徳川家康が征夷大將軍に補せられた1603年に日本イエズス会が刊行した本書では、このように礼法は「法律」や「礼儀」であるとの説明がなされており、いずれも「きまり」であることが示される。ここでは礼とは個人間のフレキシブルなやり取りではなく、社会的な規制力を伴った決まり事として示されていることがわかる。ここからは17世紀の初頭における「礼法」が、個人的のみならず社会的な存在として捉えられており、その枠組みにおいて機能が発揮されていたことが伺える。

興味深いのはそのあとに採用されている諺の内容である。そこでは「礼法」を「畏れ」の対象としていることが読み取れる。この一文は、管子牧民の「倉廩実ちて則ち礼節を知り、衣食足りて則ち榮辱を知る」（民は、生活が豊かになって初めて、道徳心が高まって礼儀を知るようになる。）（『広辞苑』）に通じると思われるが、「畏れ」には「気遣うこと」「心配」の意もあり（『全訳古語辞典』）、困窮する民による礼の配慮の欠如についていかにも納得がいく記述であると考えられる。

ではそのような古い時期の礼法は、どのようにして現在のような形に定着していったのか。

③和礼としての礼法

「礼」はもともと中国の礼である唐礼が存在した。それに対して日本の礼を和礼ということがあった⁽⁵⁾。この和礼について樋口元巳は和礼が唐礼とは異質な面に特色を持つとし、加藤常賢の説を基に唐礼について道徳、政治、法律、宗教、軍事及び儀節の原理であると指摘し、特徴としては公家の礼法の内容から儀式典礼の各儀礼の実現である坐作進退に関わる事柄の重視が挙げられると指摘する⁽²⁾。このように和礼には公家の礼法、そして武家の礼法があることがわかる。それらはどのように発達し、後世に伝えられ、現在の形になったのだろうか。

公家の礼法をよく伝える家には小野宮家、九条家があり武家の礼法には小笠原家、伊勢家があった。このように公家と武家の双方において、「家」が伝承の場、また継承者輩出の母体となり、礼法が後世に伝えられることとなったと思われる。

藤直幹によれば、室町幕府の政治思想に故実礼治主義があり、室町幕府の創始者は礼治を理想とし、その観念から故実を社会秩序の方策として採用し、足利義満を中心にその一元化と総合化等が意識的に行われたとされ、弓馬をはじめとする広く人々が教養として有すべき事項になったという⁽⁶⁾。この「社会秩序の方策として広く人々が教養として有すべき事項」の発生こそが礼法の萌芽というべきものと考えることができよう。

このような背景において、教養として有すべき事項としての「礼法」を伝える「家」が室町幕府において重要な存在とされて注目されたと考えられる。以上のように、礼儀が社会秩序の方策として採用され、それを伝える「家」が重要視され始めたのが室町期であった。よって本研究においてはこの時期を日本の礼法の創成期と捉えるものとする。

なお、故実については別項で述べる。

では、室町期以降の礼法は公家礼法と武家礼法の2種にのみ限定されるのだろうか。

近世における礼法は、公家礼法を除くと「武家礼法」「通礼」「女性礼法」の3種に分類できるが、これら3種は史的には武家の礼法に始まって指導を中心になされ、次いでその具体的指導を受けて女性礼法が発達し、さらにこの両者から適宜抽出される形で通例が生まれた⁽⁷⁾とされる。なお、ここで言う「通礼」は、宝永元年刊『諸礼筆記』に見える用語で、普通人の礼法一般を指すものである。このように、日本の礼法は公家礼法と武家礼法の二つの流れがあり、武家礼法からは更に「通礼」「女性礼法」が派生したことがわかる

この時期の武家の「礼」とはどのようなものだったのか。

足利三代将軍義満が、その引退後に小笠原長秀のほか今川氏頼・伊勢満忠の両氏を編纂に当たらせて作らせたと言われる武家礼法の古典『三議一統』では、

「礼というは上中下のしなをわかち、用捨を先とす」⁽⁸⁾とある。

「しな」は「身分」、「用捨」は「控えめ・遠慮」の意であることから、礼とは身分を区分するものであり、控えめであること、遠慮することを第一とするものであることが示されていることになる。なお本書は室町末期以降の作であるという説が二木謙一によって示されている⁽⁹⁾が、中世から近世にかけての武家礼法における礼の概念を知る手掛かりとしては有用と考えここに示すものとする。

(2) 日本における礼法の諸家

このように、古代中国の儒教において道德、政治、法律、宗教、軍事及び儀節の原理として体系化された礼は、日本では坐作進退に関わる事柄が重視されるという性質のものに変容していった。それは仁の心を表現し、しかもそれが美しくあるべきだという価値観のもと、礼治思想に端を発する礼儀作法が次第に体系化されて室町期から現在に「礼法として残されている。

では、そのような礼法を伝える家にはどのようなものが見られたのだろうか。

室町期にすでに著名であった伊勢家と小笠原家を含め、近世日本の礼法においては、伊勢流、武田流、今川流などの諸流が存在した。たとえば細川藩では武田流の礼法が用いられた⁽¹⁰⁾が、これは現在でも神奈川県鎌倉市の鶴岡八幡宮における流鏝馬行事などでその一端に触れることができる。

池上英子はこの近世(徳川期)の礼法について、エチケットやマナーは、この時代の公式イデオロギーである身分格差を示す象徴の体系を、社交という次元でも浸透させる働きを持っており、ひとびとはそれを一つの教養の表れだと思っていたと指摘する。そして徳川日本における礼節は、表面的には、身分違いの遵守・保存を図る封建的垂直秩序社会の反映であり、『格式』を身分秩序として主要な身分区分の範囲内でさらに分節化されたヒエラルキーへと階層化されていた⁽¹¹⁾。しかしそれはまた、徳川日本のような高度階層化社会においては、差異を表現する豊富な身体的・言語的語彙というメカニズムを通して、相違なる社会的背景をもつ諸個人間の円滑なコミュニケーションの促進がなされた⁽¹²⁾ ことをも意味しており、豊かで複合的な礼節の諸形態が存在していたと主張する。

以上のように、近世の礼法は個人間のコミュニケーションの道具であると同時に、封建的社会的秩序を象徴する社交の体系でもあった。

(3) 求められる「礼法」の変遷

① 封建的社會における礼法

「封建的社会的秩序を象徴する社交の体系」としての礼法について小笠原清忠は、明治時代まで礼法を必要とするのは宮中に昇殿できる公家と殿中(江戸城内)に登城できる武士だけであったものが、明治維新をきっかけとして、本来は家庭で習得すべき「しつけ」なり「たしなみ」が礼法の位置を占めるようになったため、武士から庶民へ、新時代になって求める層も求められる内容も変化した、と指摘している。⁽¹³⁾

つまりもともと庶民が家庭内で賄っていた「しつけ」「たしなみ」といったものが、明治維新を機に家庭外にて機能させる必要が生じ。それに伴い庶民がそれぞれの生活様式に応じた「礼法」を求め始めるようになり、「礼法」は明治維新によって、本格的に庶民に求められるようになったのだというのである。これは時代によって求められる礼法の質は変遷する、という意味で注目すべき視点といえよう。

しかし実際には江戸期に「諸礼」の出版が盛んであったなど、明治維新以前にも庶民は礼法を求めていたことは疑いないところである。前述の加藤の指摘のように、礼法は江戸時代には武士の作法として広く定着したが同時に庶民の間にも広がっていったものであった。

このような礼法の性質の変遷について、民俗学者の神崎宣武は「武士という新興勢力が安定したと

ころで、その特権意識を誇示すべく新たな礼法がつくられた」として、「そのために、有職故実家とは別系統の故実家・礼法家が重んじられることになった」⁽¹⁴⁾。

と指摘し、それは武家礼法の成立に際しても、公家とはまた違った特権を持つ階級としての武士を誇示するために、新たな礼法が求められたという点で公家礼法から武家礼法へと礼法の性質の変遷が見られていたのであった。このように礼法は、唐礼から和礼へ、そして和礼においてそれを用いる側の求めに応じてその性質を変えてきたのである。

これは西欧における「マナー」の成立と類似する経緯といえよう。

しかしまた、当時の小笠原流礼法においては必ずしもそのような「差別化」のみの要素で構成されていたわけではないことに留意したい。それは安土桃山時代に記された「迎え小袖」という作法に明らかである。

この迎え小袖の作法は、武家の婚礼において重要な作法とされている。小笠原総領家第三十二世主宗家である小笠原忠統（ただむね）は迎え小袖について

「新郎の家の側で、嫁女を温かく迎え、いかにも待ち受けているのだという心遣いをこめて、新郎の家紋をつけ、嫁のゆきたけに合わせて仕立てて贈る小袖をいう」

としたうえで、

「たとえ略儀にても迎え小袖ばかりは遣わし候てよきなり」⁽¹⁵⁾

という伝書の記述を示して、

「嫁への迎え小袖だけは、どんなに略したときでもやった方がよいというのである」

「必ず略儀を許す礼法のなかで、この迎え小袖ばかりは略すなどというあたり、お嫁さんに対するなみなみならぬいたわりの心遣いが見られて興味深い」

とし、武家の婚礼、とくに大名家の場合は国を越えて行われることが一般的であり、

「まだ顔も見知らぬ新郎のもとへ輿入れする、その当時の新婦の心を思うと、新郎からの小袖の贈りものにこめられる迎える側の暖かい心遣いが、どんなに新婦の心のささえになったかが察せられる」

このように、天正20（1592）年に編まれた小笠原家の伝書『七冊』のうちの「元服の次第」の一部である「婿・嫁取りの次第」の一節を引き合いにして指摘する⁽¹⁶⁾

以上のように、16世紀末の安土桃山時代にはすでに日本の礼法において「差別化」のための誇示だけではない、他者志向の目的を持った礼法の内容が整っていたのであった。

②誇示の「マナー」と非誇示の「礼法」

西欧の「マナー」による「差別化」、つまり礼儀作法やマナーの違いを基に階級的差異を作り出すという「卓越化 (distinction)」の戦略的側面を、ブルデューは著書『ディスタクシオン』において、「ハビトゥス」という概念を用いて実証的に明らかにしている、ハビトゥスとはある集団や階級における他の集団や階級に対する特徴的で客観的に分類可能な慣習的行動を生み出す能力であると同時に、そのような慣習的行動の分類システム、つまり慣習行動やそれによって生み出された生産物を識別し評価する能力という二つの能力の関係として定義される。ここから、ハビトゥスとしての教養における階級的差異は、そのようなハビトゥスを持たない階級の身体を相応しくないものとして疎外するのであり、上品なマナーや礼儀作法もまたハビトゥスとして階級間の差異を示す資本として機能するといえる⁽¹⁷⁾。

しかし日本の礼法は違う。発生の時点ではそうだったのかもしれないが、その後の室町期においてはすでに古文書に示されるように、他者を志向し、作法の「誇示」をできるだけ避け、人の目に立たないように作法の手続きを省略していくという特性を持つようになっていく。これについて小笠原総領家第三十二世の小笠原忠統は総領家に伝わる小笠原流礼法の教え歌を示して、「『無躰けは 目にたたぬかは 躰けとて 目に立つならば それも無躰け』ということがある。これこそが、礼法の真のころであらうと思うのである」⁽¹⁸⁾と述べている。

これは「礼儀を知らないということは必ず人に目に明らかになってしまうものである。しかしまた、礼儀を知っているということが人の目をそばだててしまうことがあるならば、それもまた礼儀を知らないと同様に無礼な振る舞いなのである」ということを意味する教え歌であり、作法を誇示することのないように戒めるものである。

このように礼法、とくに小笠原流礼法は、差異化を目指すために自己を誇示する西欧のマナーとは違い、他者への敬愛の気持ちとしてのまごころを時・場所・場合に応じて表するために行うのだが、身に付けた礼儀を作法によってあえて誇示しないという特徴を持つことがわかる。

以上のようにもともとは身分を区分するために控えめであることを第一に踏まえようとした「礼」であるが、それがこのような小笠原流の「礼法」としてどのような成立をみたのだろうか。

③武家社会における新しい礼法

中世の礼法について小笠原忠統は、

「室町期の礼法を通じていえることは、統一された宗教や儒教など、ある程度普遍的な真理を基準として、全体が構築されているとは思われないということである」⁽¹⁹⁾

と述べており、室町期における礼法は何らかの基準を持つ体系というわけではなかったことを指摘している。そして、

「西洋の場合のように異民族を支配し、それ全体の統合理念としての原理で統一をはかっていく発想よりも、単一な民族、外敵に侵されなかった日本の歴史のなかで、親近的な仲間としてむしろもっと互いにゆるしあう身近なところに、礼儀や作法の根拠を見出していく傾向があった」⁽²⁰⁾

として、権威は権威として、それに自我を対立させていくよりも、それを肯定したうえでその枠の中に自己を合わせていこうとする考え方がみられるとする。

このような西洋と日本の違いが、それを誇示することによって他者との差異化を目指す西欧のマナーと、敬意を伝えるために社会的に適切とされる立居振舞いを目指す日本の作法の違いとなって表れているのだろう

その状況に変化が生じたのはいつだろうか。熊倉功夫は、それは今日伝わる小笠原流伝書が編成された16世紀末であるとして、

「戦国時代の乱世から、天下人の時代へ移り、長期安定社会に入る時代の入り口であった。新しい武家社会にふさわしい権威ある儀礼と交際術の形成が求められた。これに応えられるのが、小笠原流の諸礼であった、とはいえないだろうか」⁽²¹⁾

と、小笠原流がその諸礼をもって新しい武家社会の新しい礼法を構築したのではないかと指摘している。

ではその小笠原家においては、礼と礼法をいかなるものと考えていたのだろうか。

④小笠原家の礼と礼法

小笠原忠統は、礼が誕生した経緯に関連して以下のように述べている。

「社会構造が複雑化するにしたがって、機能分担も広範囲になり、人間関係においては他人への依存度もより大きくなる。自己抑制に失敗する人間は社会的な地位を失う反面で、自己の情感を制御できる人間は一層得をすることになる。」

「こうした自己抑制が長期的に、何世代にもわたって繰り返され、無意識に作動するようになると、礼儀作法として固定化される」⁽²²⁾

つまり社会的に望ましい方向に自己を制御する抑制機能が礼であることを指摘している。

この「礼」が「礼法」として成立する経緯として、小笠原忠統はまず社会的に望ましい方向に自己を制御する抑制機能である「礼」について、

小笠原家に伝わる「伝授の書」の一節に

「躰さきに有りて、心につかば、これ身のすわりなり。また序なり、本なり、礼たる事、さて万事に渡

りて、礼という事なり。(中略) 水は方円の器に随う心なり」。

という形で礼の神髄が示されていることを述べ、その解説として

「礼は万事にわたって物事の規範であり、心身が調和した状態をいうのである。しかも水がどんな器にも形を変えて随うように、融通性をもって自然な振舞いで対応しなくてはならない。時、所、対人関係における自分の位置をわきまえて行えば、これが礼の心であり行動なのである」

と述べている⁽²³⁾。

このように自分の立場をわきまえて調和的に示す相手への敬愛の気持ちが礼であり、それを時、場所、場合に応じて適切に表現することが礼に叶った行動であるというのである。

そしてこれに際して、

「受け止める側の基準がまちまちである以上、いくらまごころをこめても無礼と判断されてしまう可能性は十分にある。こうしたくい違いを最小限におさえるものとして、礼儀作法の体系化が進み、共通の約束ごととしての礼式が作り上げられ、礼式の記録として『礼法の書』が編まれるのである」⁽²⁴⁾

と述べ、相手に示す敬愛の表現である礼が、人により受け止め方にくい違いが生じるとき、無礼として受け止められる可能性があることを指摘し、そのうえで、そのくい違いをおさえるために共通の約束ごととして作り上げた礼式を礼法であると示している。

また、小笠原家としての礼法の特徴としては、「小笠原流礼法は、礼を行う心の坐りを究極に求める礼法であり、そこに美を見出すことに努めている」⁽²⁵⁾といったように、礼に対する「心の在り様」を極めることを目的としていること、また行動を規定する要素として「美」を設定していることを指摘している。

つまり小笠原家における「礼」とは「相手に敬愛の気持ちを伝えるうえで時、所、場合に応じ融通性をもって自然な振舞いで対応すべきものごとの規範」であり、「礼法」とは「まごころを伝えるために人それぞれのくい違いを抑えようとする心の在り様を極めることを目的として美を規定して作りあげた共通の約束ごとの体系」ということができる。

なお、このように礼を規矩として心の在り様を極めようとする意識と態度は、おのずから当人の心を陶冶する結果をもたらすことになる。これについて新渡戸稲造は著書『武士道』において小笠原流礼法を示し、礼法を通じて高い精神的境地に実際に達することができる⁽²⁶⁾と述べ、小笠原流礼法に精神を陶冶する働きがあることを指摘している。

⑤伊勢家の礼と礼法

これまで幾度か触れたように、小笠原家と同様に室町期以降に礼法の家として注目された武家に伊勢家がある。伊勢家においては「礼」と「礼法」をどのように捉えていたのか。

伊勢家の後裔であり、江戸時代中期の旗本であり礼法家であった伊勢貞丈は、礼の概念について「尊き人をば慎みうやまい、いやしき人をばあなどらず、同じ位の人をば先立てて我はへりくだるを礼と云也」⁽²⁷⁾とし、「しつけと云は礼儀の事也 礼の字を『しつけ』と読む也 しつけがたとは礼法と書く也」⁽²⁸⁾と書き残している。つまり礼とは他を敬うにあたっての自身を慎む在り方であり、礼法はその礼儀を仕込む方法と定義している。

ここからは、伊勢家における「礼」とは「自己を慎んで他者に敬意を示すことで社会秩序を構築せんとする方策」であり、「礼法」とは「広く人々が教養として有すべき事項の体系」と捉えていたことがわかる。

また、この思想については同じ武家礼法である小笠原家の礼法の考え方と大きな齟齬は見られないと考えられる。伊勢家と小笠原家の関係については章をあらためて検討する。

⑥近代教育への礼法の影響

このような特徴を持つ小笠原流礼法が日本の礼法としてその後及びしている影響の一例として、昭和16(1941)年の『禮法要項』における次のような礼法の定義に見ることができる。

「礼は元来、恭敬を本とし、親和を旨とする。これを形に表すのは即ち礼法である」⁽²⁹⁾

礼法の定義として、単に形を求めるのではなく「恭敬」「親和」を主として重んじることが明示されていることがわかる。その背景にある趣旨として「禮法要項趣旨」において次のように示されている。「もとより禮法は心と形と相俟って全きものであるから、教授に際しては、形の指導のみに偏せず、その精神を體得せしめること」⁽³⁰⁾

このように、礼法においては形だけでなく心を精神を體得せしめることを第一に考えることが、説明文中から伺うことができる。つまり、敬意を伝えることを目的として形に表すのが礼法であり、形だけではなくその心が大事な要素である、という小笠原流礼法思想が、その後の日本の礼法観となって昭和16(1941)年の軍国主義教育の場に至るまで残されていることがわかる。

倉林正次はこの禮法要項について「文部省の『礼法要項』も武家礼法にその基礎をおいたものであり」⁽³¹⁾と述べて、小笠原流礼法など武家礼法の影響が昭和16(1941)年においても存在していることを指摘している。

(4) 礼法の定義

以上の整理の結果をふまえて本研究において用いる「礼法」の概念定義を試みると次のようになる。本研究においては「礼法」を、

「時、所、場合に適した自然で慎ましい振舞いによって敬愛の意を伝え社会秩序を構築しようとする方策の体系」

と定義するものとする。

(5) マナーと礼法の違い

このように日本の礼法は、人それぞれのくい違いを抑えてまごころを伝えるために作りあげた共通の約束ごとといえるものである。これは西欧の「マナー」とは全く違う性質である。

西欧のマナーは他者との違いを明らかにして自己を誇示するためにあるものであった。それに対して、日本の礼法は相手とのくい違いを抑えるために配慮を重ね、その一環として自己を抑える(慎む)要素をもつ。これは西欧のマナーとは真逆と言ってよいほどの表出における意識の違いが見受けられるのである。

最後に補足として、礼法と関連する語である「故実」について触れておきたい。現代の日本語では見慣れない語であるが、これはどのような語義を持つのだろうか。

3. 故実とは

(1) 故実の語義

礼法に関連する語のひとつに「故実(こじつ)」がある。

故実は①あった事がら。②(日本)法律制度・儀式作法・衣食住などについての昔からのしきたり(漢字源)であり、類語に「有職故実」(古来の朝廷や、武家の、儀式・法令・習慣などを研究する学問)が見られる。

二木謙一によれば「諸儀礼に際して時宜にかなった所作・対応を行うために、先例典故を考究する一種の学」であるとされる⁽³²⁾。

つまり「時宜に叶う所作・対応」を行うために先例をひもといて検討する学問が「故実」というわけである。現在「礼法」と呼ばれているものは故実の一部であり、中世においては「礼法」よりも「故実」の語が主に用いられていた。

この「故実」は、「有職故実(ゆうそくこじつ)」といったように、「有職」の語とあわせて用いられることが多い。「有職」とは「朝廷や公家・武家の儀礼・行事・官職などに精通していること、またその人」(明鏡国語辞典)とあることから、「有職故実」とは時宜に叶う所作・対応を行うために朝廷や公家・武家の儀礼・行事・官職などをひもといて検討する学問、ということができる。

江馬務はこの有職故実を

「宮廷、公家、武家の制度を研究する学問である」⁽³³⁾と端的に定義した。

有職はもともと「有識」、つまり知識がある人という語から転じたとされ、平安朝においては当時の宮廷で伝統的習慣の由来に通曉した人を「いみじき、いうそく」と称していた。その後には武家が天下の政権を掌握し、そこで起こった武家特有の儀礼、制度を故実と言った⁽³⁴⁾

このように、公家・武家の制度習慣を研究する学問を一言で「有職故実」という。そしてまた「故実」は、そのうち武家の儀礼及び制度に関して時宜に叶う所作・対応を行うために先例をひもとして検討する学問、と考えることができる。

(2) 故実の定義

以上の検討から本研究における「故実」の定義を試みた場合、

「武家の儀礼・制度において時宜に叶う所作・対応を行うために先例をひもとして検討する学問」と考えるものとする。

(3) 故実と礼法の関係

この学問としての有職故実について江馬は

「この学問は平安中期（十世紀半）に及んで宮廷皇族公卿間（宮廷にあつて諸職につき得る特殊階級）の間に必要視され、研究する公卿が増加し、これを前途有職といったが、武家政治が興っても、武人の中には、また武人特有の儀礼に通じた人々もあり、その流派には小笠原、伊勢流が生じた」⁽³⁵⁾

と述べ、故実の流派として小笠原流、伊勢流といった礼法の流派を挙げている。つまり「前途有職」と同様に武家社会に必要とされる「故実」を学問として研究するものの一つに小笠原流があった、というのである。

このように、「故実」は中世において主に用いられた語で武家の制度習慣についての学問的側面が重視されるもので、礼法はその一部をなす語である。そしてまたこの武家の制度習慣の研究を行ってきた代表的武家の一つが小笠原家の小笠原流であるとされることわかる。

おわりに

本研究では、文献を手掛かりとして礼法と故実の語義について整理し、本研究において用いる語を定義した。その結果、故実を「武家の儀礼・制度において時宜に叶う所作・対応を行うために先例をひもとして検討する学問」、その一部であるところの礼法を「時、所、場合に適した自然で慎ましい振舞いによって敬愛の意を伝え社会秩序を構築しようとする方策の体系」と定義するものとした。

これらは現代の学校教育においては、主として私立学校の特色あるカリキュラムにおいて「礼法」という授業が設定されている場合の概念定義等に際して有用性を持つと考えられる。また、千葉県及び茨城県に所在する、聖徳大学に附属する小学校・中学校・高等学校群の部活動において「礼法部」などの名称で小笠原流礼法や茶道を扱っているように、私立学校のクラブ活動や部活動における研究においても関連を持つ語である。そして、総合的な学習の時間においては、各種礼儀・作法・マナー・エチケットを探究するに際して、その基礎的な理解を助けるものとなると考えられる。

引用文献

- (1) 井上忠司「食事作法の文化心理」, 井上忠司・石毛直道(編)『食事作法の思想』, ドメス出版, 1990, p. 17)
- (2) 古閑博美「辞儀への一考察: 礼の身体技法」嘉悦大学研究論集 55(1), 2012 p. 59
- (3) 關口宇之助『小學行儀法』, 紅英堂, 1876
- (4) 同上書, pp. 19-20
- (5) 島田勇雄・樋口元巳『大諸礼集2』, 東洋文庫562, 平凡社, 1993, p. 23

- (6) 藤直幹『中世文化研究』, 河原書店, 1949
- (7) 島田勇雄、樋口元巳「大諸礼集 1」東洋文庫561, 平凡社, p. 254
- (8) 同上書, p. 254
- (9) 二木謙一『中世武家儀礼の研究』, 吉川弘文館, 1985, pp. 190-191
- (10) 同前書(5), p. 229
- (11) 池上英子「美と礼節の絆」, NTT出版, 2005, pp. 408-409
- (12) 同上書, p. 410
- (13) 小笠原清忠『小笠原家 弓と礼のころ』, 春秋社, 2008, p. 18
- (14) 神崎宣武『「おじぎ」の日本文化』, 角川ソフィア文庫, 2016, p. 108
- (15) 小笠原忠統『小笠原礼書』, 現代史出版会, 1973, p. 37
- (16) 小笠原忠統『小笠原流礼法入門』, 中央文芸社, 1989, pp. 237-238
- (17) ブルデュー, P. 石井洋二郎 (訳)『ディスタンクシオン—社会的判断力批判』 I II, 藤原書店, 1990 = Bourdieu, P., *La distinction: critique sociale du jugement*, Paris: Editions de Minuit, 1979, 1982
- (18) 小笠原忠統『小笠原礼書』, 現代史出版会, 1973, p. 11
- (19) 小笠原忠統『日本人の礼儀と心』, ダン社, 1979, p. 39
- (20) 同上書, p. 42
- (21) 熊倉功夫『文化としてのマナー』, 岩波書店, 1999, p. 33
- (22) 前掲書(16), p. 9
- (23) 前掲書(16), p. 21
- (24) 前掲書(16), p. 10
- (25) 前掲書(16), p. 21
- (26) 新渡戸稲造 (著), 佐藤全弘 (訳)『武士道』, 教文館, 2000, p. 103
- (27) 伊勢貞丈『貞丈雑記 第一巻』, 大空社, 2012, p. 25
- (28) 同上書, p. 29
- (29) 文部省作法要項調査委員清水福市関・東洋図書株式会社合資会社編集部編『禮法要項要義』, 東洋図書株式会社合資会社, 1941, p. 7
- (30) 同上書, p. 4
- (31) 新人物往来社(編)『歴史読本臨時増刊 日本を知る「しきたり」「礼法」の基礎知識』, 新人物往来社, 1993, p. 22
- (32) 前掲書(9), pp. 5-6
- (33) 江馬務『有職故実』, 河原書店, 1965, p. 1
- (34) 同上書, p. 1
- (35) 同上書, pp. 2-3

参考文献

- 新村出 (編)『広辞苑第六版』, 岩波書店, 2008
北原保雄 (編)『明鏡国語辞典第二版』, 大修館書店, 2010
土井忠生・森田武・長南実『邦訳 日葡辞書』, 岩波書店, 1980
北原保雄『日本国語大辞典第二版』, 小学館, 2001
宮腰賢・石井正己・小田勝『全訳古語辞典 第五版』, 旺文社, 2018